

答 申 第 39 号

平成28年5月23日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会

会長 鴨 野 幸 雄

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を
提供する事務の拡大について（答申）

平成28年5月16日付けで知事から諮問のあった標記の件について、その理由や
必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である県民の負担軽減の観点から、妥当な内容と認められる。

事務の名称	事務の内容	申請を行う者	住民基本台帳ネットワークシステムで確認する事項
石川県特別支援教育就学奨励費支弁事務	特別支援学校等への就学に必要な経費の支弁の申請に関する支弁申請者の氏名及び住所等の確認	支弁申請者 (児童生徒等の保護者等)	保護者等(同一の世帯に属する者を含む)の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号

2 審査会の意見

(1) 住民基本台帳法の規定に基づき、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、今回諮問された県教育委員会が処理する事務のために、提供する事務を拡大することは、県民の負担軽減の観点から大きな意味がある。

(2) 今回諮問された事務については、県民の負担軽減を図ることができるものであり、条例により提供を図ることは、適当であると考えられる。

(3) 今後、県においては、一層の住民サービス向上や事務の効率化に努めるとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう要望する。